

日本弁護士連合会臨時総会報告

2009年12月4日(金) 於・弁護士会館2階講堂「クレオ」

日本弁護士連合会臨時総会は、2009年12月4日(金)午後1時から、弁護士会館2階講堂「クレオ」において開催された。

出席者は、午後1時30分の時点で、本人出席482名、代理出席7,964名、会出席52名の合計8,498名であり、外国特別会員の出席は、本人出席1名、代理出席13名の合計14名であった。

本総会は丸島俊介事務総長の司会で午後1時から始められ、まず、宮崎誠会長から、議事規程第2条に基づき開会宣言と挨拶が述べられた。

続いて、正副議長の選任手続がなされた。

宮崎会長が議長及び副議長の選任方法について議場に諮ったところ、八木清文会員(第一東京)から、選挙によらず、会長が指名する方法で、議長及び副議長2名を選出されたいとの動議が提出され、宮崎会長が動議を議場に諮ったところ、賛成多数で可決された。

動議可決を受けて、宮崎会長は、議長に岩井重一会員(東京)、副議長に横溝高至会員(第一東京)及び齋藤道俊会員(釧路)をそれぞれ指名し、正副議長の挨拶がなされた。

その後、議事規程第5条に基づき、宮崎会長から議案が提出された。議長から議事録署名者として、蒲野宏之会員(東京)、板澤幸雄会員(第一東京)及び市毛由美子会員(第二東京)の3名が指名された。

議事に入る前に、議長は、発言や採決に際していくつかの注意事項などを述べた。

議長が、議事に入る前に、審議方法について執行部に尋ねたところ、宮崎会長から、第2号議案から第5号議案までは関連議案であることから一括上程し、その他の議案は各別に審議してほしい旨の回答があった。

議長は、宮崎会長からの要請を受け、議案を4つのグループに分け、質疑、討論などの審議は一括して行うが、採決は議案ごとに個別に行うこととする旨宣した。

〔第1号議案〕 弁護士過疎・偏在対策のための特別会費徴収の件(平成11年12月16日臨時総会決議・平成16年11月10日改正・平成18年12月7日改正)中一部改正の件

議長は、第1号議案「弁護士過疎・偏在対策のための特別会費徴収の件（平成11年12月16日臨時総会決議・平成16年11月10日改正・平成18年12月7日改正）中一部改正の件」を議題に供した。

議長から、議題の朗読は時間の関係から省略したい旨説明があり、異議はなかった。

細井土夫副会長から、次のとおり議案の説明がなされた。

弁護士過疎・偏在対策のための特別会費、すなわち日弁連ひまわり基金の特別会費に関するものである。本議案の趣旨は、現在会員1人あたり月額1400円、徴収期限が平成22年3月末であるものを、金額を月額700円に減額した上で、徴収期間を平成22年4月から平成25年3月まで3年間延長するものである。

日弁連では、弁護士過疎・偏在対策のための基金と特別会費のあり方に関する検討ワーキンググループを設置し、ひまわり基金の原資である特別会費のあり方に関し、昨年からの検討を重ねてきた。本年4月17日付けで意見書が提出されているが、本議案は、意見書と同一の内容のものである。

弁護士の過疎・偏在地域が存在することは、国民の基本的権利である裁判を受ける権利、あるいは弁護士依頼権の保障を阻害するものである。日弁連はその解消のため各種の検討をしてきたが、現実には有効な対策を打ち出すことができなかった。

平成5年に、弁護士業務対策シンポジウムにおいて弁護士ゼロワンマップを公表し、これを契機として弁護士過疎・偏在対策の必要性が全会員に強く認識されるようになった。

平成8年の名古屋での定期総会において、弁護士過疎地域における法律相談体制の確立に関する宣言、いわゆる名古屋宣言を採択し、弁護士過疎・偏在は、法律事務の独占が認められている弁護士が主体的に取り組み、速やかに対処すべき緊急課題であると宣言した。

日弁連はゼロワン地域を中心として弁護士過疎地域に法律相談センターを設置するということを目標に掲げて努力したが、弁護士過疎地域の法律相談センターは必然的に赤字になるため、財源が大きな問題となった。ひまわり基金法律事務所のような弁護士事務所を設置したり、弁護士の過疎地域への定着を図ることも困難な事業であった。そこで、これらの費用に充てるため、平成11年の理事会において、ひまわり基金を設置することが決議された。

財源としては、東京弁護士会からの寄付金1億円、日弁連の創立50周年記念事業の特別会費、特別基金等からの繰入金に加えて、会員一人あたり1000円の特別会費の徴収をすることが平成11年の臨時総会において決議され、ひまわり基金の基礎が固まった。その後ひまわり基金特別会費の徴収は、平成16年と平成18年にそれぞれ延長され、今回は3回目の延長となる。

日弁連ひまわり基金の主な事業は、全国の地裁の本庁支部地域に法律相談センターを設置し、資金援助をすること、弁護士過疎地域にひまわり基金法律事務所を設置し、その設

置・維持のための資金を援助すること及び過疎・偏在地域に定着したい弁護士に、定着のための支援をすることの3つである。

法律相談センターについては、すべての地裁本庁と支部地域に法律相談センターを設置することとし、これを援助してきた。日弁連は第一種弁護士過疎地域、いわゆる弁護士がゼロから3名までの地域の法律相談センターについては、年間100万円、4名から10名までの地域の法律相談センターについては、年間50万円を基本として援助している。この結果、平成20年の実績では、143の法律相談センターに資金援助をしている。

この事業については今後も継続していく必要があるが、今後3年間で約4億5,500万円、年間で約1億5,000万円の援助費用が必要である。

なお、未だ22の地裁支部で法律相談センターが設置されていないので、今後設置の努力を続けたい。

ひまわり基金法律事務所は、地裁支部における弁護士ゼロワン地域を直接的に解消するための制度で、現在まで全国に97か所設置された。現在73か所が稼働している。

ひまわり基金法律事務所の弁護士たちは、人権擁護のために多大な貢献をしていると認識しているが、その養成のための費用もひまわり基金から出ている。

平成21年の5月から被疑者国選の対象事件が大幅に拡大されたが、この対応については、ひまわり公設事務所の弁護士の存在なくしては、維持は不可能であったと認識している。

また、少年付添人の活動についても多大な貢献をしてもらっている。

関連する制度として法テラスがいわゆる4号事務所というものを設置するようになった。現在までに過疎地対応型の法律事務所である4号事務所が全国に22か所設置されている。

弁護士過疎対策は、本来、国の責務であり、法テラスの司法過疎対策は基本的に歓迎されるべきものと考えているが、まだ不十分であり、今後についても未確定である。的確な司法過疎対策がなされることを期待したい。

また、すぐに解消されると思われるが、現在、1か所の弁護士ゼロ地域、12か所の弁護士ワン地域が残っている。この解消のためにも努力したい。

現在の73か所の公設事務所を維持し、今後さらに約22か所の公設事務所を設置しようと考えている。これによる今後3年間の支出が概算で5億6,300万円となる。

定着支援制度についても日弁連は努力してきたが、平成19年から弁護士偏在解消のための経済的支援制度というものを別途立ち上げた。

過疎地域における弁護士事務所の開設資金の貸付ということでは、同じことを目標にしている。ひまわりの定着支援制度と弁護士偏在解消のための経済的支援制度の定着支援はオーバーラップするところが多く、分かりにくいところもあり、両制度とも、まだ利用件数が少ない。

そこで、理事会において両制度を統合することを決め、規則改正も終えた。来年4月からは、弁護士過疎地域に法律事務所を設置する会員に対して350万円を貸し付ける制度

については従前どおり経済的支援策によってまかない、ひまわりの方で行っていた特別定着支援についても額を650万円に減額した上、経済的支援策に統合し、定着支援の関係はひまわり基金からは出さない建付とした。

なお、お詫びの意味も込めた報告であるが、ひまわり基金法律事務所の一部において、事件処理の遅延や委任契約書を作成しない、法律扶助を利用しないという問題が残念ながら発生している。

日弁連は、この問題を重く受け止め、被害を最小限にすべく現地において法律相談会を開催する等依頼者の救済活動を行った。

再発防止についても検討し、手持ち事件を定期的に報告させたり、支援委員会の位置付けを明確にし、その活動を活発にする等の様々な措置を既に行った。

ひまわり公設事務所の設置と弁護士定着のための経済的支援策によって、地裁支部レベルでは、相当に過疎・偏在を解消することに成功している。

加えて、法律相談センターをすべての地裁支部に設置することも目標にしているが、市民、国民の視点に立って十分な対応となっているかは疑問もある。支部といっても大きな支部もあるし小さな支部もあり、大きな支部ではまだ一部では過疎になっているということも当然ある。

日弁連は、いつでもどこでも誰でも弁護士に相談でき、事件を依頼できる態勢を整備し、被疑者国選、少年付添人活動に十分対応できる態勢を整備すべきであるが、地裁支部単位でのゼロワン地域の解消だけで十分かという疑問がある。

法テラスの4号事務所との役割分担を詰めていくことは、なお今後の検討課題である。さらに、現在、弁護士が相当数増えているので、偏在地域についても一定の年限では格段に弁護士が増加すると予想される。

そこで、弁護士の過疎・偏在問題についての最終的なグランドデザインを描くために、弁護士過疎・偏在対策総合政策検討ワーキンググループを設置し、検討に入った。最終的な目標では他業種から弁護士不足を指摘されるようなことがないような十全の計画にしなければならない。

ご理解をいただき、ご審議の上、本議案に賛成いただくようお願いしたい。

議長は、質疑に移る旨を宣した。

小川修会員（埼玉）「私個人としては、700円の協力をするのは構わないが、委任状をもらった24名の代表的な質問を申し上げたい。日本司法支援センターは弁護士過疎への対応を最重要課題の一つとしている。裁判を受ける権利を保障することは国の責務である。総合法律支援法に掲げられた基本理念においても、総合法律支援の実施及び体制の整備は、民事・刑事を問わず、全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現することを目指して行われるものとする」とされている。

政府・法務省は、都市部では既に相当数の弁護士が存在しているにもかかわらず、予算をまず大中都市にセンターを設置することに投入した。これは本末転倒ではないか。日弁連による過疎地対策は評価できる。しかし、これは弁護士が自腹を切って国の責務を肩代わりしようとするものであり、抜本的解決にならない。過疎地の居住者の裁判を受ける権利の実現は国に対して求められているものである。過疎地の居住者は国の政策の誤りと不作為によって重大な人権侵害を受けている。現在の政府・法務省の政策は誤っている。とすれば、日弁連の役目は無批判に国の責務を肩代わりすることではなく、国の誤った政策を改めさせるために有効な働きかけをすることではないか。日弁連は国の責務を全うさせるために、どのような具体的な働きかけをしているのか。」

荒中副会長「総合法律支援法では国の責務が明示されており、この点は同感である。他方、我々法律職にあるものも法律事務を独占する立場にある。法の支配をあまねく全地域に及ぼし、いつでもどこでも誰に対しても法律サービスを提供できるということについて、一定の責務を果たすことは、国の責務であると同時に弁護士、弁護士会の責務であると考えている。4号事務所と言われる地域事務所は全国に26か所展開されている。これを必要なところに設置していくことにつき、関連委員会や関連の先生方にご尽力いただいている。この過程では各弁護士会の支部の先生方のご協力を得られるように努力しているが、諸事情があって難しいところもある。その中で一応我々も頑張り、国の責務として4号事務所を設置していただく働きかけを十分してきたと思う。」

議長は、討論に入る旨宣した。

田中俊夫会員（熊本県）「これまで司法過疎問題に取り組んできた経験から、賛成の意見を述べる。熊本県には、熊本地裁本庁の他に6つの支部がある。1999年ないし2000年当時、熊本県の弁護士人口は約110名であった。6つの支部に登録していた弁護士は、110名中わずか7名であり、5つの支部はゼロワンという状況であった。その後ひまわり基金の支援等もあり、現在の弁護士の登録数は県内で180名となっている。支部の弁護士は7名から18名に増加し、弁護士ワン地域の支部が1つで、あとのゼロワンはすべて解消した。この支部の弁護士の増加数11名のうちの9名はひまわり基金の弁護士又は元ひまわり基金の弁護士で定着したものである。ひまわりなくしてゼロワンの解消はなかった。今年の12月新たに13名の新人弁護士を迎えることになっている。その13名は、全員本庁所在地の事務所に登録をする。支部に登録をする弁護士は1人もいない。弁護士が増えても、必ずしも過疎の解消にはならない。

熊本でも幾つか法人の支店に対応しようという事務所が出ているが、まだまだ取組としては少ない。このような状況を考えると、当分の間は弁護士会の法律相談センターとひまわり公設事務所に頼るしかない。それを支えるためのひまわり基金は、過疎対策のための

生命線であり、ひまわり基金の継続をお願いして、賛成意見としたい。」

高崎暢会員（札幌）「この問題について、個人としては、理事会、代議員会で棄権として対応してきたが、札幌弁護士会としては第1号議案については賛成である。札幌弁護士会管内の中には、いまだ司法過疎・弁護士偏在地域が多数ある。その中で我々は、会をあげて過疎対策・偏在問題に取り組んできた。この10年間で、管内に10か所の法律相談センターを設立し、この5年間で5つのひまわり基金法律事務所を立ち上げ、2006年以降、4年間で10名の新人弁護士を育成し、北海道内のひまわり基金事務所の所長、あるいは過疎地定着として送り出してきた。新人育成事業については、道弁連の会員が毎月2,000円の特別会費を負担し、すずらん基金をつくりあげ、すずらん基金法律事務所を立ち上げ、そして、先輩会員の無償の指導援助で新人を育て、過疎地に送り出す事業を行っている。我々は身銭を切って事業に取り組んでいる。しかし、札幌をはじめ北海道の過疎・偏在問題は道半ばである。物理的な距離だけではなく、豪雪、吹雪、凍結路面等の気象条件、交通手段の貧弱さという障害がある。弁護士自らがハンドルを握る機会が多く長距離運転を強いられている状況であり、命がけの弁護活動を強いられている。逆に、住民が弁護士に相談するにはそのような障害を乗り越えなければならないということである。住民がいつでもどこでも気楽に相談できるためには、過疎・偏在問題の解消は緊急課題であり、ひまわり基金の特別会費を延長することについては大賛成である。しかし、延長にあたって金額を700円に減額することには大きな疑問がある。第1に、これからの過疎・偏在対策は、ゼロワン解消にとどまらず、次のステップとしてその地域に複数の事務所を作り上げることが求められている。留萌のひまわり基金事務所を退任する若い弁護士は、退任の挨拶で次のように言っていた。すなわち、自分は、3年6か月の間、1300件の相談をこなし、受任した依頼者数は1,000人に上る。しかし、自分が任期途中で病気になったり、命を落としたりしたら、留萌地区から突然弁護士が消え、地域住民は法的サービスを受けられなくなる。弁護士倫理の世界では、たくさんの事件を抱えそうになった場合、相談や依頼を断りなさいと教えられる。これは自分が処理できなくても、他の弁護士が処理できることを前提としており、弁護士ワン地域では全く当てはまらない。相談者は悩んで万策尽きて弁護士事務所に、勇気を振り絞って助力を求めてくるが、その相談者に向かって、忙しいから相談を受けられない、1か月先、2か月先にしか相談を受けられないと言え、相談者をどれだけ落胆させ、絶望させることか。過疎対策は緊急の課題である。

第2に、これまでのひまわり事務所の経営状況とは一変する状況にあることも認識しなければいけない。過払金バブルがはじけることは目に見えている。その意味で、これから、法律相談センターだけではなく、法律事務所の運営資金を補填する必要性が目に見えている。

第3に、日弁連が過疎・偏在対策のグランドデザインを持たないまま、資金提供の規模

を先に決めるのは、順序が反対である。過疎対策は、国の責務であるが、支援法の補完性を根拠に財政支出を渋っている現在の状況の下では、日弁連の責務である過疎対策をしっかり進めながら、本来の国の責任も実行させていくということが必要である。法テラスの過疎対策予算に依拠するようなことは慎むべきである。今後の日弁連の過疎対策の弱体化を招き、道弁連、あるいは東北弁連、九弁連の人たちが、主体的に取り組んでいる各基金をもとにした新人育成の事業にも逆行するものになる。その意味で、特別会費を700円に減額することについては、疑問と不安が残るが、徴収期間の延長については心から歓迎し、賛成意見としたい。」

岩田研二郎会員（大阪）「ひまわり基金公設事務所に派遣される若手の弁護士を養成する責任を持っている大都市部の弁護士会の立場から、ひまわり赴任の新任弁護士を養成している事務所への支援の強化について述べ、賛成の立場で発言する。大阪弁護士会には、弁護士過疎地派遣弁護士養成支援プロジェクトチームという委員会がある。この委員会は、ひまわりや法テラスに赴任される新人弁護士の養成を弁護士会として組織的に支援するために2年前にできた。この2年間で合計25名の方の養成を支援している。毎月1回、受任事件の状況の報告を受けて、受任をしていない分野があれば、他の弁護士と事件を共同受任したり、協力弁護士の先生方をお願いをして、実際の事件受任を通じて研修をしてもらっている。しかしながら、大阪で養成している過疎地派遣弁護士のうち、ひまわり公設を希望する新人は60期で1名、61期で1名とわずかである。ほとんどが法テラスのスタッフ弁護士である。この2名のひまわり弁護士は、いずれも都市型公設事務所である大阪パブリック法律事務所が養成をしている。これは、法テラスのスタッフ弁護士の場合は、新スキームであれば給与が法テラス負担になり事務所の負担が少なく、他方で、ひまわり公設に赴任する養成援護士を雇えば、この給与については事務所が全額を負担しなければならないということからである。大阪パブリックについては、大阪弁護士会が財政支援も行っているので、ひまわり赴任弁護士の採用を特にお願いをして採用してもらっている。全国的には、ひまわり公設に赴任した59期、60期の弁護士で、東京などの都市型公設事務所で養成された人が15名、都市型公設以外の一般事務所で養成された人が6名という状況のようである。よほど事務所全体が過疎地問題に共通認識がないと、ひまわり赴任弁護士の養成を継続的に受け入れることは難しい。2007年からひまわり赴任弁護士を養成する協力事務所には、1人100万円の養成支援費が援助されるようになっているが、これがひまわり基金より支出されている。しかし、小規模の法律事務所がひまわり赴任弁護士の養成を継続的に受けるには経済的負担が大きく、養成支援費としては少ない。今後もひまわり赴任弁護士の交代要員を養成する必要があるが、養成を担う事務所として市民事件などを多数扱う小規模な事務所も含めて、多様な養成事務所を確保していくため、養成支援費の増額についてもぜひ検討してほしい。「自由と正義」の全国の弁護士需要の連載記事では、毎回2つの弁護士会にお願いし、2年かけて全弁護士会を取り上げていく予定

である。連載の中でも、ゼロワンのみならず、過疎地における弁護士需要は、全国どの弁護士会でも共通して指摘され、ひまわり基金の存在意義は未だ高い。今後、クレサラの過払い事件の減少などで、ひまわり公設事務所の経営も厳しくなる中で若手弁護士を確保していくためにも、ひまわり赴任弁護士の養成支援については、日弁連、各地弁護士会が養成・協力事務所の負担を軽くしながら、共同して責任を担っていかなければならない。本議案に賛成である。」

武内更一会員（東京）「このひまわり特別会費は2000年から始まっているが、私は、最初からこの議案については反対し、毎回延長の都度反対討論をしてきた。今回は3回目の延長だが、臨時会費は、目的と期限を決めて、会員に負担を無理に求めるという性格のものである。しかし、これでは臨時会費の永続化をもたらしている。会員の負担となり、会員が不満に思っていることを知ってもらいたい。司法改革は、まず弁護士改革からだと言っていたのは、中坊公平元日弁連会長である。それ以来、司法の問題は全て弁護士の問題とされ、弁護士の責任と負担で何とかしろという運動が日弁連内で行われてきた。司法制度改革審議会も弁護士に対して圧倒的に負担と犠牲を強いる運動、改革をやってきた。これに対して会員の多くが非常に不満を持ち、不安に思っている。司法改革はあらゆる場面で破綻、崩壊に瀕している。弁護士の過疎・偏在は弁護士の責任ではないと思う。弁護士の事務所の存在というものは、結局経済的な基盤に依拠せざるを得ない。自ら収入を得て、事務所を維持し、何者からも拘束されずに弁護士業務、人権擁護に突き進むには、何らかの金、指示を得て活動することはあってはならない。そもそも弁護士の過疎・偏在が起きているのは日本全体の経済的な偏在、そして過疎に問題の根源がある。資本主義の原理を徹底すればするほど、企業活動は自由に好きなところで活動を行い、資源のないところには企業活動はなくなる。シャッター通りが増えて、地場産業がなくなるということが全国各地で起こっている。企業の自由ばかりを強調してきた新自由主義政策の結果である。今、新自由主義政策の弊害は誰の目にも明らかとなり、見直しが言われている。しかし、新自由主義政策は資本主義の究極の形で、見直していかなければ企業が持たないという声が、逆に企業から起きている。企業活動に、偏在地で企業活動をせよとか、過疎を埋めろという言葉は出てこない。企業は全く自由で、弁護士のみが負担を負って穴埋めをしなければならないという考え方は、本当に間違っている。弁護士の過疎・偏在の解消を、日弁連は弁護士、弁護士会の責務と言っているが、格差、過疎、貧困等も全部弁護士の責任なのか。全く違うと思う。根本的な原因は、経済活動の野放図な自由とそれを許す法律をつくっている立法、行政にある。個々の弁護士の自己負担で何とかなるものではない。弁護士は、さらに自己負担を続けるのか。これを解消するためには、今の経済体制を抜本的に変える以外にない。一方で企業活動を自由にさせておいて、その弊害を弁護士が自分の負担で埋めるとするのはどこを見てものを言っているのか。今回の特別会費もお金の出所は個々の弁護士である。圧倒的多数の弁護士は、自ら労働をして、その対価として何とかお金を得

で暮らしている。蓄えて、裕福にやっている弁護士などは極わずかである。それを無理強いして、会がむしり取るということがあってはいけない。特に、最近の日弁連の政策には整合性がない。議案書でも弁護士は法律事務を独占しているので、弁護士の過疎・偏在対策は弁護士の責務だと書いてあるが、弁護士の法律事務の独占はどうなっているのか。司法制度改革審議会の提言に弁護士会は屈服して、法律事務を様々な業種に手放して開放してきている。さらに弁護士の激増である。若い弁護士たちは就職もできず、収入が年間で200万円という話も出ている。その人たちにとっては月700円の会費も大変である。弁護士の所得が前年よりも3割も減っているというデータもある。また仕事の依頼も減っているというデータもある。その上に、さらに自己犠牲をせよというこの提案自体は、会員のことを考えていない。弁護士の責務は、自己犠牲の責務ではなく、国の政策の誤りを正す責務、国、経済企業体に穴埋めをさせることを強要していく責務ではないか。全国民、全労働者、民衆に対する弁護士会の答えは、そこにある。日弁連は、弁護士を激増させ、弁護士の経済的基盤を崩壊させ、また弁護士独占を全部開放していき、その一方で責務を強調している。会員から会費をむしり取るべきではない。司法改革は、弁護士の自己解体、弁護士の自治の解体である。また、裁判員制度という誰もが戦車に対して竹槍で向かっているだけと思わざるを得ないような刑事裁判をつくりだして、弁護士にさらに責務を課すのか。新聞に、裁判員裁判で、弁護人が裁判員に見せるために実際に法廷で本気で殴り合ったという記事が載っていた。刑事裁判の場がそういう場になっている。弁護人を屈從的な立場に追い込んでいる裁判員裁判、改革なるもの全般に対して反対をしてこの10年間戦ってきた。その戦いの先頭に常に立ってきたのは東京弁護士会の高山俊吉会員である。この高山俊吉会員に対して、東京弁護士会は戒告処分を下した。普通、懲戒委員会に付されたり、戒告になる事案ではない。綱紀委員会の段階で落とされてしかるべき事案である。依頼人は請求を取り下げているし、高山会員自身は、依頼人の権利を失効させたわけではない。報告・協議義務違反ということ、弁護士職務基本規程違反だということが非行と言われているが、こんな無茶苦茶な重罰化の戒告はない。私たちの司法改革に対する批判運動、執行部に対する対決姿勢に対する弾圧である。この弾圧を跳ね返して、多くの会員の当たり前の気持ちを日弁連に当たり前に反映させる、そういう日弁連にしていきたい。この議案は会員を苦しめるもの以外の何物でもない。正しいことを外に向かって訴えよう。弁護士が自己負担しているから、皆さんにも助けてくださいと言うのではなくて、何が悪いのかを本気で訴え、人権擁護を実現していく政策を私たちの手でつくり出そう。」

議長は、他に討論を希望する会員の有無を確認したところ、希望する会員はいなかったため、討論を終局し、採決に入る旨を宣した。

続いて第1号議案の採決に入った。

第1号議案についての採決の結果は、以下のとおりである。

出席会員総数（代理出席・会出席含む。） 7,784名

議案に賛成 7,701名

議案に反対 73名

棄権 10名

以上の結果、第1号議案は可決された。

〔第2号議案〕 会則中一部改正（第40条・総会代理数変更）の件

〔第3号議案〕 会則中一部改正（第52条・代議員会代理数変更）の件

〔第4号議案〕 会則中一部改正（第43条・代議員の選任割合の変更）の件

〔第5号議案〕 外国特別会員基本規程（会規第25号）中一部改正の件

続いて議長は、第2号議案「会則中一部改正（第40条・総会代理数変更）の件」、第3号議案「会則中一部改正（第52条・代議員会代理数変更）の件」、第4号議案「会則中一部改正（第43条・代議員の選任割合の変更）の件」、第5号議案「外国特別会員基本規程（会規第25号）中一部改正の件」を一括して議題に供し、これら議案の質疑、討論は一括して行うが、採決は個別に行う旨を述べた。

田中等副会長から次のとおり議案の趣旨説明がなされた。

近時、会員数が増加する中で日弁連の会務運営にできる限り多くの会員の意思を反映させていくことの重要性が高まっている。他方、日弁連の総会、代議員会開催に伴う弁護士会の事務上、財政上の負担も増加傾向にある。第2号議案から第5号議案は、会員数の増加に対応して、できる限り多くの会員の意思を反映して会務の運営方針等を決するとともに、弁護士会の負担の軽減を図るものである。

まず第2号議案と第3号議案について、現在、出席者が代理できる数は総会では30人、代議員会では3人となっている。これは日弁連の創立当初から改正されていない。その一方で会員数は6,000名規模から2万7,000名規模へと拡大している。会員数が増大しても会務運営にはより多くの会員の意思を反映させるべきである。本人出席が一番望ましいが、出席できないこともある。他方、会員数が増大した結果、日弁連の総会、代議員会開催に伴う弁護士会の事務上、財政上の負担が増加している。現状では本人出席を確保せねばならず、また代理出席のために出席する会員の旅費を負担しているような状況である。一人が代理できる数を増やすことによってこれらの負担を軽減し、より多くの会員の意思を会務運営に反映させるのが適当である。そこで代理数を総会では50人へ、代議員会では5人へと改正することを提案するものである。

次に第4号議案について、現在、代議員の選任割合は、所属する弁護士会員が50人以下のときは1人、これを超えると50人に達するごとに1人、最後の50人に達しない部分について1人としている。この規定も日弁連創立当初から改正されていない。その

ため代議員の数は当初は288名だったが、平成21年度には724名に及んでいる。最近5年間で約150名も増加している。これに伴い弁護士会の事務上、財政上の負担も増加している。そこでこの負担を軽減するため、選任割合を変更することが適切である。変更した場合、資料5によれば代議員数は453名に減る。そこで選任割合を50人ごとに1人から100人ごとに1人へと改正することを提案するものである。

最後に第5号議案について、総会において代理できる数を外国特別会員についても同様に改正するよう提案するものである。

第2号議案、第3号議案、第5号議案については施行日を平成22年1月1日として提案するが、第4号議案については、代議員の選任について会則で定めている弁護士会もあるため、そうした弁護士会の会則改正の時間的余裕を考慮して、施行日を平成22年12月31日として提案する。

議長は質疑に入る旨宣した。なお、第5号議案については外国特別会員も質疑、討論を行うことができ、議決権を行使できる旨が説明された。

谷口忠武会員（京都）「私は、ずいぶん昔に代議員であった。それから平成7年、8年に常務理事、理事として代議員会に關与し、平成11年に副会長として代議員会に關与した。しかし私が關与した中で代議員会の実質的な存在意義を感じたことがない。総会で審議される議案については、まず全国各地の各弁護士会の代表者で構成される理事会において議案を十分に審議し、可決している。それなのに総会上程する途中で代議員会が介在し、否決して総会で審議させないというバランスは実質的に相当性を欠くのではないか。むしろ代議員会を介在させるのは無駄だという考え方が適当ではないか。代議員会が実質的に役に立つものと考えているのか。本議案の審議過程において代議員会制度の廃止について議論がされたのかどうか。議論されたとして、どのような議論がされたのかをうかがいたい。」

田中副会長「代議員会においては会則改正と、人事案件つまり副会長、選挙管理委員、監事の人選が議題とされる。人事案件については代議員会以外の審議機関が明らかでない。そのため代議員会は不要であるとまではいえない。将来的には、代議員会の役割について、活性化しろという意見も含めて検討していきたい。現在、日弁連の機構改革委員会で検討されている。正式に諮問している案件であるから、年度内には何らかの意見が出てくるだろう。」

議長は、他に質疑を希望する者がいないことを確認して質疑を終了し、討論に入る旨宣した。

吉田良尚会員（長崎県）「第2号議案から第5号議案までのすべてに賛成する。趣旨説明によると、いずれの議案も弁護士会の負担軽減とより多くの会員意思の反映を目的とするもので、総会代理数等は日弁連創設当時から一度も改正されていないというのであるから、実情に即した改正が必要である。そこで長崎県弁護士会の実情を説明して賛成討論にしたい。日弁連の総会や代議員会に出席するには、時間的にも、経済的にも大きな負担が伴う。特に臨時総会となると日帰りが無理かもしれないということで、一泊の予定で来ることになる。そのため長崎県弁護士会では自ら積極的に出席する会員は極めてまれで、出席者の確保が難しい。私が今日出席したのも会長から頼み込まれたからである。往復の交通費も少なくない。代理人の交通費は弁護士会が負担してくれるが、それでも出席者確保に苦労している。自己負担の会では、なお大変だろう。たとえば90名以上が委任状を提出したとすれば、現行では出席者として4名を確保する必要がある。これを確保できなければ代理行使ができない。会の事務局に確認したところ、実際に代理行使ができなかったことが何度かあるとのことであった。この12月には9名の新入会員の登録が予定されているので、ますます代理行使ができなくなる事態が生じると懸念される。会の財政負担も小さくない。他の地方会も同様と思われる。現実特に地方会から本人出席をなかなか望めない以上、代理出席で会員の意思を会務に反映させざるを得ない。この改正によっても本人出席は妨げられない。これは代議員会でも同様である。地方会、地方会の会員の負担を軽減し、代理行使をしやすくするものであるから第2号議案、第3号議案は、まさに実情にあった合理的な改正であり、全面的に賛成する。第5号議案も同様の理由で賛成する。代議員の数は現在724名もあるとのことだが、会員数が増加しているから、今後、ますます増加する可能性がある。それに伴う会や出席者の時間的、経済的負担も大きくなっており、今後ますます大きくなっていくことは明らかである。改正したとしても代議員会での十分な議論はできる。よって選任割合を変更することは合理的であるから、第4号議案にも賛成する。」

高山俊吉会員（東京）「第2号議案から第5号議案に反対する。総会に絞ってお話をさせていただく。今日の臨時総会は本人出席が482人、代理出席が7,900人であり、本人が会員の2%を割っている。代理出席を含めても会員の3分の2が関与していない。しらけている。無関心かもしれない。そのことをどう考えるのかが喫緊の課題であろう。代理制というのは基本的に問題がある。この議場で論議が尽くされて、ある1つの高みに到達する。論議というのは、本来、そういうものを想定しているはずだ。委任状を出して、これでもよくやってくれというのが、本来の民主主義からすれば距離を置くものだという事は、私たちの共通認識のはずだ。会員数が2万7,000人になった、どうしたらよいか。意思結集をどう充実させるかということと、負担を軽くするということは方向が逆である。代理数を30から50にすれば、本人出席は減るだろう。少ない数でやりきれない状況になるだろう。これが意思の結集に役立つのか。会員の数が増えれば会費収入も上

がる。形式論理を言えば負担は増えないはずだ。50人が100人になったから、2人行っていたのを4人にするということが、どうして難しくなっているのか。それは今弁護士が直面させられている状況がどんどん困難になって、仕事をしなくてはならないから、日弁連になど行っていられない、そういうことの結果ではないか。修習短縮の議決、弁護士激増、ロースクールも、委任状でかすめ取られた。これでいいのか。会員の実際の意思を反映させているのか。この前の日弁連会長選挙では宮崎会長に投票した方が9,400票で、高山俊吉に投票された方が7,000票だった。ところが先ほどの第1号議案では、100対1という比率になって表れてくる。会員の意思はそこにはない。違うところにある。委任状をもって会内には、なべてこともなしという状況を作出する。このようなやり方に会員の全体がしらけている。もっと生き生きとし、激論を交わし、日にちをかけてでも議論をして会内の意思を一つにまとめていくための努力をする。それが私たちの責任ではないか。そのことから遠い方向へ持っていこうとするのがこの50人論だ。私はこれにどうしても納得できない。」

福田健次会員(大阪)「本議案に賛成する。大阪の会員は会務に非常に積極的だ。ただ、各会員の負担は非常に重くなっている。そのような状況を勘案して合理的に負担軽減を図るものであり、ありがたい提案だと思う。総会の代理数変更について、総会出席のための仕事の調整も難しく、交通費も大阪の場合は自己負担であるから会員の負担は相当に重い。大阪の場合、これまで大体1,000人以上の会員が委任状を提出している。そうすると30人以上の代理人を確保する必要がある。本日は40数名確保した。この確保が大変なのである。今後の状況いかんによっては死に票を生じる恐れもある。改正案は時宜に適した合理的な打開策である。もちろん本人出席の道はあるし、反対意見を封じることもない。会員意思を反映させる方法として代理行使を認める制度自体には問題がない。代議員会の代理数変更についても総会と同様で、出席者を確保する困難は総会と同様である。代議員については、旅費は弁護士会が負担するので、会財政への負担ということもある。代理数を変更しても会員の意見を代議員会へ反映させることには問題がない。代議員会の役割については別途議論してもらおうこととして、最後に選任割合の変更について、大阪は72名まで増加している。この人材を確保するのが大変である。選任割合を変更しても代議員会で十分に議論することができると思う。第5号議案は外国特別会員について、これらと同様の改正を行うものなので、同様に賛成である。」

高崎暢会員(札幌)「第3号議案については反対し、その他は賛成する。われわれ弁護士、弁護士会をめぐる今の状況の中では、会内民主主義を徹底して、会員が日弁連に結集することは、最も大事なことだろうと思う。しかし、そのことから直ちに直接民主主義のみが全てを解決するということにはならない。単位会の中での議論、会内民主主義を徹底し、そのうえで総会において発言すること、そういうこともまた大事ではないかと思う。少な

くとも私たちは、今日の総会に向けて担当委員会にこの問題の検討をゆだね、最終的には常議員会で議論をしてきた。その結論を持って来ている。だから私は会の意見を代表して発言しているという自覚がある。一部の会員の意見を反映しているのではない。そういう実態を見てほしいと思う。そのうえで第3号議案に反対する理由を述べる。第4号議案で代議員選任数の変更を前提にすれば、出席代議員の必要数は大幅に減る。そのことで弁護士会、各代議員の負担軽減は達せられるので、現時点で代理行使の数まで増加させる必要は認められないのではないかと考える。本件は日弁連の代議員会をどのように評価するかという問題と無関係ではない。日弁連の代議員会の形骸化は10年以上前から指摘されて、廃止論も唱えられる時代になっている。現に、今年度の日弁連執行部は事実上代議員会廃止ともいうべき提案を各単位会に意見照会をした経緯がある。代議員数を減じると同時に代議員会における代理権行使を増加させれば、代議員会の形骸化に一層拍車をかけることにならないか。そういう疑問がある。代議員会をどうするかについて、機構改革委員会で検討しているのであれば、その結論を待ってからでも、この改正は十分間に合うのではないか。そのような考えから第3号議案に反対する。」

鈴木克昌会員（群馬）「第2号議案に反対し、その他は賛成する。総会は、やはり出席して賛成、反対の意見を聞いたうえで議決権を行使するのが基本ではないかと思う。書面投票ではなく、総会を開催して、集まって議論をして採決するという形を残している以上、この線は守るべきではないかと思う。代議員会については、形骸化しているという指摘があるように、負担を軽くしていくという方向で純化していけばよいのではないかと思う。総会は非常に重くして、徹底的に議論するという方向が望ましいのではないかと考えて、こういう結論になった。」

森川文人会員（第二東京）「第2号議案から第5号議案に反対である。提案理由では、会員数が増加した中で、と、あたかもこれが客観的な状況のように語られているが、これは状況ではなく政策路線であって、まさに狙われた攻撃だということ、いうなれば執行部が自ら招いた状況だということ踏まえて、この問題はそもそも激増路線の問題だということ改め確認したい。会員の意思の反映というものは、代理数が増えれば増えるほど形骸化する。たしかに効率化はするが、民主主義というものはそもそも効率化になじまない。議論を戦わせて、その場で説得され、論破し、そして結論を変えていく。ところが30人から50人というふうに預かってきた委任状が増えれば、この議論の意味はどんどん形骸化することは明らかだ。総会の場で、賛成なら賛成、反対なら反対、お互い議論をして、それで結論を決めていく。そういうことによって結束が固まっていくと思う。弁護士、弁護士会に自治が認められているのは権力と戦うためだ。それを自ら明け渡すのは根本的に間違っている。現状を見ても若手の意思がどれだけ反映されているのかという疑問を感じる。若手は過疎地へ行け、委任状を預かるからと、そういうふうに形骸化する方向に進ん

でいくように感じる。私はホームレス総合相談ネットワークの代表と言われている。民衆の貧困化というのは本当に問題だ。しかし、そんな民衆を救う前に自分たちの問題を戦わなければ、そんな弁護士会は信用されない。とにかく今はこの激増問題に真っ向から反対する。そういう若手の声をどんどん結集していく。それが弁護士会の信頼回復に必要なだ。弁護士会の民主化を形骸化させていく方向にある本議案には反対だ。」

鈴木達夫会員（第二東京）「第2号議案から第5号議案に反対する。日弁連創設以来はじめて改正というか改悪が議題に上っているということの重大性について考えたい。皆さんは、人民主権論だ、国民主権論だ、直接民主主義だ、間接民主主義だと憲法学でやったと思う。それに直接関わるような重大なテーマではないか。日弁連は自治団体だ。自治団体とはどういう意味なのか。権力と対抗して内部的に結束を固め、不当な攻撃、権利侵害と戦っていく。そういう構成員における共通認識、あるいは共通の姿勢がない限り自治団体とはいえない。その共通認識はどうやってできあがるか。様々な思想、世界観を持った人たちが集まって、1つのテーマについて徹底的に議論をすることによって一つの認識、一つの共通の姿勢に達する。それが日弁連の基本的な民主主義の機構だ。この総会がそれだ。総会に出ることにはなんの制限もなく、発言も自由である。直接民主主義に限りなく近い。それが創設時の基本的な理念であり、日弁連の基本的な姿だったと思う。それが委任状の数を増やすことによって民主主義、意思の反映の機構が希釈化される。形骸化する。これが第2号議案から第5号議案に共通にみられる問題だ。次に自治団体というものがこの時代においてどれだけ重要かということをお話したい。ご存知のように新自由主義は、小泉改革とともにとうとう吹っ飛んだのだが、新自由主義を取り入れたレーガン、サッチャー、中曽根は何をやったかということ、小泉の言う抵抗勢力、労働組合の破壊だ。レーガンは航空、サッチャーは炭坑、中曽根は分割民営化で国労をつぶし、総評をつぶした。そのようにして自治団体独自の団結体を壊していかない限り新自由主義、つまり弱肉強食の、むき出しの資本の論理が通るこの社会はできなかった。こうした新自由主義の攻撃に対しても、日弁連は、曲がりなりにもまだ人権と憲法の砦という一つの姿勢は辛うじて守ってきた。この自治団体の内部を崩壊させる、空洞化させる攻撃が今始まっているのだと見なければならぬと思う。民主党政権ができたが、状況はもっと悪くなっている。小沢一郎幹事長のいう国会改革なるものは、官僚答弁をやめさせようなどという理由で、内閣法制局長官の答弁を排除しようとするものだ。あるいは議員立法がなくなる。つまり、議会制民主主義の完全な破壊だ。そして内閣の少数精鋭に一切の権力を握らせて、機動性ある国家、つまり戦争ができるような国家の大改造をやろうとしている。他方で、日米対立は激化している。日本とアメリカのアジア市場を巡る争いはものすごく激化している。オバマが来日してアメリカは太平洋国家だという演説をした直後に、鳩山はシンガポールへ行って、昨日話したことはあまりちゃんとした合意ができていないとひっくりかえす。こうなったら戦争と改憲は早い。だからこそ最後に残った民主主義の守り手、憲法と人権の守り

手であるこの日弁連をつぶそうとしている。そして日弁連執行部はまたもや適当な理屈でこれに追従し翼賛しようとしている。これだけの重大問題なのに、議案書では、弁護士会及び会員の事務上、財政上の負担を問題にしているだけだ。たしかに旅費の問題は無視できない。大変だと思う。しかし、そういう次元の問題なのか。30人を50人にするとか、要するに意思形成の過程を薄める、少数の寡頭支配を作る。そういうことが本当に民主主義にいいのかどうか。さきほど高山会員も触れたが、この総会自体が大変な矛盾、病理現象を抱え始めている。裁判員制度は総会で議論されたことがあるか。大新聞にカラー入りで、法務省と最高裁と日弁連で裁判員制度を推進している、と出た。どこでみんなの意見を聞いたんだ。あるいは激増。あんなものはとんでもなかった。ロースクールは時間の問題だ。どんどんつぶれ始めている。そういうことが、実は、委任状で総会が支配されるという病理現象の中で、この10年、起こってきたのだ。基本的には総会は直接民主主義の場だ。それが委任状で非常にゆがめられている。意思の反映が委任状というのは、うそである。議論を通じた意思、それが自治団体の意思だ。今日何が起こっているか。出席者が500人足らず、委任状8,000票。これでどんどん決まっていく。あの弁護士人口の激増も、委任状が7,000票だったと記憶している。そういう形で日弁連の一番大事なことが決まっていく。今後はみんなで考えなければいけないと思う。最低でも各単位会で徹底した議論をする。議題もつまらない議題はやめることだ。本当に大事な議題をやる。裁判員制度の問題とか、全部に関わる議題をやる。政府に追随して、ここでしゃんしゃんと拍手で終わるような、そういう議題をなくせば、おもしろい総会だから、みんな出てくる。活性化する。今、この戦争の改憲の時代に、日弁連ほど民主主義を活かして屹立しなければならない、断固として立たなければならない自治組織はないと思う。それに逆行するものとして第2号議案から第5号議案に反対する。」

野田部哲也会員（福岡県）「すべての議案に賛成する。今日、福岡県弁護士会は、委任状を行使するために、無理をいって、若い人数名に出てもらっている。裁判や交渉において弁護士の事務量は大変増えている。そういう中で、地方から出てくるのはかなりの負担である。人を確保する上でも旅費を確保する上でも両方負担があると思う。議論をした上で投票すべきだという点は至極もつともだと思う。今日、私は、委任状を2つに分けてもらった。一方は意思をはっきり表明した上での委任だが、他方は一任ということだったので、議論を聞いたうえで最終結論を出そうと思ったからである。私の個人的な気持ちの上では賛成に決めていた部分もあったのだが、やはり議論を聞いてから投票することにした。議論を聞いたうえで決めることはもちろん大事だと思うが、それに出席できる人を確保する地方単位会の厳しさ、つらさも理解してほしい。したがって、この議案は圧倒的多数で可決してほしいのだが、執行部に対する要望としては、賛成、反対の意見が表明しやすい委任状の形式にするとか、会員専用の日弁連のホームページで議論を募って、整理して紹介するというようなことをして、会員が十分に議論の中身を検討したうえで、意思を決定で

きるように工夫してほしい。」

中本源太郎会員(東京)「第2号議案から第5号議案に反対である。弁護士自治は、権力、財力、多数の者からの独立、そのことによってはじめて人権が擁護できるのだと、そういう使命が日弁連、弁護士会にあればこそ、認められていると思う。ところがこの間進められてきている一連の司法改革。これは弁護士自治を弱体化し、弁護士を変質させる一貫した攻撃に対し、日弁連がそれを受け入れて、応じていく、その一連の過程であったのではないかと思う。この議案は、自治団体の本質である会内民主主義を弱体化しようとするものであることは誰の目にも明らかではないか。攻撃を受けて、それに従っていく、世間向けにいい顔をしてきた。これが日弁連のこの十数年の動きだったと思う。どのように独立性が奪われてきたか。たとえば弁護士法第30条だってそうだ。権力や財力からの自由のためにこういう条文があった。これもなくした。そのおかげでどうなったか。最近では、激増であふれた若手の弁護士が民主党の政策秘書になれるというので殺到していく。政府の議員の秘書になる。そういう道に自分の生きる道を託す。そういう動きまで出てきている。それから、法人化し、複数事務所を作って、ビジネス展開のように法律事務所を全国展開していく。広告解禁で電車の吊り広告が増えた。弁護士の変質の1つの表れだろう。それから司法支援センターの問題。最近千葉の弁護士から聞いたところでは、若手の仕事は国選と扶助しかない。ゆえに法テラスへの従属が非常に強まっている。法テラスは、やはり弁護士を傘下に収めて従属させていく、そういう仕組みであると見ざるを得ないと思う。さらに公益活動の義務化の問題。各会員が忙しいのか、弁護士会の活動がおもしろくないのか、両方だろうが、会員が会務活動に出てこない。先ほどから地方の方が、委任状を託す人がなかなかいなくて大変なのだと言っているが、これもそうだ。費用の問題もあるかもしれないが、やはり会務から離れていっている。一連の司法改革の結果、会員が会務離れをしている現象の表れなのではないか。今日の本人出席は1.7%だ。委任状を入れても2.8%だ。これが50人代理できるとなればどうなるか。本人出席は1%を割り、代理出席を入れても1割になる。形骸化していけばどうなるか。代議員制度を廃止してもいいじゃないかという議論があるが、そのうち総会も廃止したっていいじゃないか、理事会の議論で十分じゃないかという議論に発展しかねない。会務離れを達成するために罰金制度を導入して、公益活動をやらないやつは発表するよ、発表されたくなければ金を納めるよ、というような制度まで作った。非常に歪な、異様な制度ではないか。それから、自治そのものに対する干渉も、この間非常にたくさんあった。綱紀懲戒はゆるいぞ、遅いぞ、仲間内のかばい合いだという司法審の攻撃を受けて、外部委員を増やし、議決権を付与する。それでも不満があれば日弁連に綱紀審査会を設けて、単位会が懲戒にかけないという、弁護士以外の者が懲戒について結論を出すという制度が作られた。市民会議が弁護士会の中に入っているいろいろな意見をいう。これも自治団体に対する外部の干渉と言えるのではないか。

さらに最近では懲戒制度を用いた弁護士攻撃。橋下大阪府知事のあおりで7,000とか1万とか、そういう多くの懲戒請求がされたように、懲戒という制度が弁護士攻撃に利用されている。これとの関連で今進んでいるのが高山俊吉会員に対する懲戒の問題だ。東京弁護士会の戒告という懲戒の決定に対して審査請求をし、効力停止を申し立てたが、日弁連は必要がないといって却下した。審査請求の期日はこの12月14日だ。非常に、異例に早い。大阪の鬼追元会長が大阪弁護士会の懲戒に対して異議を述べて、最近日弁連で結論が出たが、1年近くかかったのではないか。ところが高山会員に対する手続の異例の速さ。どういうことなのか。高山弁護士が今度の選挙に出れば、これまでの執行部路線が打倒される。そのことを非常に恐れて、ちょっとしたミスに付け込んで、高山弁護士の被選挙資格を奪おうと。これは権力の攻撃でもあると思う。この懲戒問題は、まさに弁護士自治が問われている本質的な問題だと思う。相通底する問題として、本議案に反対する。」

議長は、他に討論を希望する者がいないことを確認して討論を終局し、採決に入る旨を宣した。

続いて第2号議案の採決に入った。

第2号議案についての採決の結果は、以下のとおりである。

出席会員総数（代理出席・会出席含む。） 8,095名

議案に賛成 7,903名

議案に反対 180名

棄権 12名

以上の結果、第2号議案は可決された。

続いて第3号議案から第5号議案まで個別に挙手による採決が行われたが、いずれも賛成多数により可決された。

〔第6号議案〕 全国弁護士会災害復興の支援に関する規程（会規第53号）中一部改正の件

議長は、第6号議案「全国弁護士会災害復興の支援に関する規程（会規第53号）中一部改正の件」を議題に供した。

藤本明副会長から、次のとおり議案の趣旨説明がなされた。

第6号議案「全国弁護士会災害復興の支援に関する規程の一部改正の件」の改正の箇所の1点目は、第1条の目的の箇所について、現行の規定では、「円滑な災害復興活動の遂行に寄与すること」となっているところを、「被災地域の市民の人権を擁護すること」と改正するものである。

全国の弁護士、弁護士会が相互支援体制を構築して、被災弁護士会を支援するというこの理由は、被災地の市民の人権擁護のためということに尽きる。日弁連としては、被災地の住民の支援活動を人権擁護活動の一環としてとらえ、被災者の支援活動を行っている。

本規程の目的も、被災地の市民の人権擁護にあるということを確認する必要がある。

復興の主体が個々の被災者であることを理解するためにも、本規程の目的を災害復興活動の遂行ではなく、被災地域の市民の人権擁護と変更すべきである。

第5条第8号及び第7条第9号の改正の点は、現行の第5条及び第7条がいずれも被災地弁護士会会員に対する支援措置という内容になっているところを、改正案では、被災地弁護士会及びその会員に対する支援措置というように改めるものである。つまり、現行規定は、被災地弁護士会会員に対する支援措置とされているところ、被災地弁護士会を入れ込むものである。現行の規程では、被災地弁護士会に対する支援活動を行う具体的根拠にはなっていないためである。

第10条は災害時の相互支援活動の経費等に充てるために基金を設ける趣旨の規定であるが、第10条は日弁連等の支援活動の費用等に充てることを予定しており、被災地弁護士会の費用に充てることは予定していない。

しかし、災害の規模、程度によっては、義捐金が集まらないという場合があり、被災者の支援活動が被災地弁護士会の財政的負担になる場合もある。そこで被災地弁護士会に対しても、基金から拠出できる根拠規定が必要である。

この点は、2008年の岩手宮城の内陸地震の発生の際に自覚されたものであり、2008年11月18日に、規則については被災地弁護士会に補助金を支出ができるように改正されているが、規則の根拠規定である本規程の第10条もこれに合わせて改正する必要がある。

そこで第10条に、基金を被災地弁護士会に対する補助金に充てる旨の改正を行うものである。また、施行期日については本日とし、適用は遡って平成20年11月18日からとするものである。

その後、質疑、討論ともに希望者がいなかったことから、直ちに挙手による採決に入ったところ、第6号議案は賛成多数により可決された。

〔第7号議案〕 裁判所の処置請求に対する取扱規程（会規第73号）中一部改正の件

議長は、第7号議案「裁判所の処置請求に対する取扱規程（会規第73号）中一部改正

の件」を議題に供した。

細井副会長から、次のとおり提案理由の説明がなされた。

改正の内容は、現行規程の中の刑訴法第295条第3項という箇所を第295条第4項に変更するものである。

裁判所の処置請求については、平成16年の法改正により、出頭在廷命令違反に関するもの、尋問制限等違反に関するもの、訴訟遅延に関するものの3つが処置請求の対象になった。

その後、平成19年に刑訴法第290条の2が新設され、これを受けて刑訴法第295条に第3項が新設された。その結果、従来、3項にあったものが4項に移ったので、これに対応して、日弁連の規程についても1項繰り下げる必要が生じたものである。」

その後、質疑、討論ともに希望者がいなかったことから、直ちに挙手による採決に入ったところ、第7号議案は賛成多数により可決された。

以上をもってすべての議案の審議を終了し、その後、宮崎会長より、次のとおり挨拶があった。

私の最後の総会において全議案が無事可決されたことに御礼を申し上げたい。

まだ最後という気持ちはないが、総会としては最後であるので、私の選挙公約の実現状況について報告したい。

私の2大公約は、裁判員など司法制度改革を進め、市民の期待に応えることと、市民の理解を得つつ司法試験合格者数のペースダウンを図るということである。

裁判員制度は、全国の皆様の刑事裁判をこの機会に変えるという熱意に支えられ、また国民の高い支持に支えられて、円滑に施行されている。

特に、裁判員になられた方々の97.5%がよい経験だったと述べ、また記者会見で、被告人の更生にもあたたかい気遣いを示していることに感動すら覚える。

透明性と国民参加をコンセプトとする裁判員裁判は、お上が決めたことに従うという日本の悪しき文化を、確実に変える引き金となりつつある。そして、裁判員制度の円滑な実施と成果は、多くの人に日弁連の力を再認識させており、日弁連は、また国民から信頼という大きな財産を得ることができた。

裁判員制度は、取調べの可視化を前進させる方向でも大きな力となっている。裁判員裁判に透明な捜査手続は不可欠であり、取調べの可視化は必ず実現できるという明るい展望をもっている。

法テラスの予算についても、今年度の不足分については補正予算の目途がつつある。

次年度概算要求は300億をかなり上回る規模となっており、法テラスの充実という公約実現についても手応えを感じている。

日弁連が強く求めてきた立替払制から給付制への転換についても、来年1月から生活保護受給者については償還免除制が実現した。

今の心配は、来年1月以降の各地の法テラスの窓口が対応できるかどうかである。申込者を長期間待たせることのないように各弁護士会の協力をお願いしたい。

日弁連の資金で法テラスに委託している人権援助事業については、申込みが急増しており資金面で心配がある。援助事業の本来事業化が必要であり、従前、法務省に求めてきたが、今年からは厚労省の予算によるセーフティネット強化も新たに求めている。11月30日にはハローワークにおけるワンストップサービスに協力する一方、あわせてそれを法テラスで行うことの必要性等を訴えている。

複数省庁の予算を使っての本来事業化への粘り強い活動を今後とも多方面で続けていきたい。

過疎・偏在事業について、国の対応策が不足しているのではないかというご意見をいただいたが、4号事務所は国の予算が13か所ついていたところ、弁護士会の各支部、あるいは弁護士会の反対により4か所しか実現できていない。

われわれの内なるものについて、十分議論をし、住民サービスに今後とも努めなければならないと思っている。法務省の偏在対策の対応を非難するのは、われわれ自らの対応態勢の貧しさを暴露することになりかねないと考えている。

法テラスの国選報酬については、任期中に着実に増額されてきた。法テラスのもとでこそ、合理的な報酬に改善され得るという理解が進んだものと思う。

しかしながら、報酬基準はまだ低く、次年度予算でも少しでも改善を図りたい。

司法試験合格者数については、世論の理解を得つつ、ペースダウンを図るとの公約は、一定程度の成果を得ることができたと考えている。ギルド批判を浴び、日弁連があらゆる面で影響力を失った1994年の臨時総会決議の轍を踏まないため、世論の理解を得ることに任期の当初から最大限の努力を払ってきた。司法改革をあくまで推進する、5万人政策の変更はないとのメッセージを世論に送り続け、世論の信頼を裏切ることなく、歪み解消と質の観点からのペースダウンを図ることができたことについては、喜んでいる。

地方会の声を聞き、マスコミや法科大学院と意見交換を行い、様々なデータを分析し、議論のうえ、提言をまとめていただいた法曹人口問題検討会議の皆様には感謝したい。様々な角度から法曹人口と養成制度について議論を行い、最終的に圧倒的多数でご承認をいただいた前年度理事会にも感謝したい。地方会の意見を聞かないとか、拙速な結論ではないかという批判は、私の任期1年目ほぼ1年間にわたって人口論を議論し続けた理事会や法曹人口検討会議のご苦勞を理解しないものである。

前回の選挙戦で、世論のご理解を得る努力を重ねつつ、総合的な視点から提言するという私の公約を遅すぎると批判していた方々が、提言をまとめると、一転、拙速だと批判す

ることについても、とまどいを覚える。

今や隣接土業の人口を含めても、世界のどこの国と比べても人口比では少ない合格者ペースにダウンした。しかし、法律事務所の受入能力も世界で極めて少ない国の一つである。そのための歪み解消が当面必要である。今年新62期の就職状況を見ると、リーマンショックで大手法律事務所の採用数が少ないとか、組織内弁護士の求人数が落ちるなどの影響があるのではないかと心配されたが、小規模法律事務所の採用数が、昨年比べて180名も伸び、これらの落ち込みを埋め合わせ、新61期の就職状況と比べてもほとんど肩を並べるという状況にまで改善された。

採用数を伸ばしている中小法律事務所は50期以降の若い経営弁護士が採用を増やしている現象も窺われる。しばらくミスマッチが生じると想定していたが、早くも改善の兆候が見えるのはうれしいことである。来年はペースダウンによって今年より10%、200名の求職者が減るので、不況の中ではあるが改善を期待している。

若い経営弁護士の採用増や組織内弁護士の採用、任期付公務員など、領域拡大の努力は、着実に新規法曹の就職戦線に底堅く貢献している。

まだ地方会から50名あまりの求人が残っている。地域さえ選ばなければ就職状況についても何とかできるという状況になっている。今後はオンザジョブトレーニングの確保と質の点を注視しつつ対応をしたい。

中国の司法試験合格者は年間8万人となり、韓国もじりじりと法曹を増やし、アジアへの自国の弁護士の進出を促している。この流れは、いつかは必ず日本にもやってくる。民主党政権は、官から民へという政策を掲げ、弁護士の役割拡大を望んでおり、職域拡大は喫緊の課題である。

個人通報制度の導入、政府から独立した人権機関の設置など、民主党政権で人権課題も着実に前進している。私は政権の移行があったこともあり、また皆様方のご支援もあり、多くの公約を実現できた恵まれた会長であったといえるかもしれない。裁判員裁判や人口問題などを含め、現在法曹三者とはもちろん、マスコミ、政党、法科大学院など多くの方々と日弁連は極めて良好な関係を築いている。日弁連の存在感をさらに大きくし、それが日弁連の力となって、様々な政策実現に資しているということについても、ご理解をいただきたい。

実現ができていない課題も多くあるので、一日一日を全力で立ち向かい、少しでも前進してバトンタッチをしたい。皆様のご支援を今後ともお願いし、また今までいただいたご支援にも御礼を申し上げたい。ありがとうございました。

議長が散会を宣し、閉会した。

以上
(調査室囑託 葎原 敬・菊池 秀)